

尾張旭市選挙管理委員会（令和元年第20回）会議録

- 1 開催日時  
令和元年9月2日（月）  
開会 午前10時  
閉会 午後10時48分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所 2階 201会議室
- 3 出席委員  
委員長 日比野美次  
委員 森賀則、加藤隆広、戸谷都江
- 4 欠席委員  
なし
- 5 傍聴者数  
0名
- 6 出席した事務局職員  
書記長 大内裕之、次長 鈴木寛朋、係長 齋場智充、書記 三浦一輝、  
竹内耕平
- 7 議題  
第100号議案 選挙人名簿の登録について  
第101号議案 選挙人名簿の登録の抹消について  
第102号議案 在外選挙人名簿の登録について  
第103号議案 裁判員候補者の予定者の選定について  
第104号議案 検察審査員候補者の予定者の選定について  
承認 第1号 個人演説会等の施設を使用する候補者が納付すべき費用  
の額の承認について
- 8 会議の要旨

書記長	<p>定刻になりましたので、ただいまから第20回選挙管理委員会を開催いたします。</p> <p>本日の議案は、9月の定時登録、在外選挙人名簿、裁判員、検察審査員の予定者の選定関係の計5議案及び承認案件1件でございます。</p> <p>ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
-----	--

	<p>それでは、委員長お願いします。</p>
委員長	<p>改めましておはようございます。</p> <p>(委員長あいさつ)</p> <p>それではまず、次第の2「会議録について」でございます。第16回から第19回までの会議録につきまして、議案とあわせて配布していますが、訂正等がありますか。</p>
委員	<p>なし</p>
委員長	<p>それでは第16回から第19回までの会議録を原案どおり承認し、会議終了後に署名したいと思います。</p> <p>それでは、次に次第の3「議事」に入らせていただきます。</p> <p>まず9月の定時登録に関する第100号議案「選挙人名簿の登録について」、第101号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」でございますが、関連がありますので一括して事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第100号議案、第101号議案につきましては、それぞれ関連がございますので、あわせてご説明いたします。</p> <p>はじめに、第100号議案「選挙人名簿の登録について」でございます。公職選挙法第22条第1項の規定により、登録月の1日現在において選挙人名簿に登録される資格を有するかたを同日に登録しなければならないとされており、本日は9月の定時登録を行おうとするものでございます。</p> <p>通常は9月1日に行う選挙管理委員会ですが、公職選挙法第</p>

22条第1項に基づき、9月1日が地方公共団体の休日に当たる場合には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日に登録することとなっています。このため、本市では、同項の規定に基づく登録月の1日の直後の尾張旭市の休日を定める条例に定められた休日以外の日である9月2日月曜日に定時登録を行うものです。

それでは、議案の被登録資格者をご覧ください。今回の登録は、令和元年9月1日を登録基準日、9月2日を登録日としまして、令和元年7月3日の第25回参議院議員通常選挙選挙時登録以降の該当者について行うものでございます。

まず、被登録資格につきましては、公職選挙法第21条第1項の規定のとおり、年齢要件として市の区域内に住所を有する年齢満18年以上の日本国民であること、また、住所要件として、住民票が作成された日から引き続き3か月以上、本市の住民基本台帳に記録されている者となっております。

このため、今回新規に登録される方は、年齢要件が平成13年7月23日から平成13年9月2日までの出生者、住所要件が、平成31年4月4日から令和元年6月1日の転入者ということになります。

次に第101号議案「選挙人名簿の登録の抹消について」は同法第28条の規定により、選挙人名簿に登録されている者について、抹消しなければならない事由に至ったものを、選挙人名簿から抹消するものでございます。

今回の抹消は、令和元年7月20日の登録の抹消以降の該当者について行うものでございます。登録を抹消される事由としては、同法第28条の規定により、死亡又は日本国籍を失ったことを知ったとき及び市外へ転出後4か月が経過したとき等が抹消事由となっております。

このため、今回抹消される方は、令和元年7月21日から令和元年8月31日までの死亡者又は国籍喪失者と、平成31年

	<p>3月21日から平成31年4月30日までの市外への転出者でございます。</p> <p>次に、本日配布させていただいた選挙時登録内訳をご覧ください。本日の登録内訳を示しています（表を説明）。</p> <p>また、参考として投票区別の選挙人名簿登録者数一覧を添付していますので、ご覧いただければと思います。</p> <p>第100号議案及び第101号議案の説明については以上でございます。</p> <p>それでは、選挙人名簿の登録者名簿と抹消者名簿をお返ししますので、確認をお願いします。</p>
委員長	<p>では、第100号議案及び第101号議案について、何かご質問等はありませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
委員長	<p>ご質問等ないので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第100号議案及び第101号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第100号議案及び第101号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第102号議案「在外選挙人名簿の登録について」、事務局より説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは、第102号議案「在外選挙人名簿の登録について」ご説明いたします。</p> <p>公職選挙法第30条の6第1項の規定により、市の選挙管理委員会は、所定の手続きにより在外選挙人名簿への登録申請をした方が、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有する場合は、遅滞なく当該申請した方を在外選挙人名簿に登録しなければならないとされています。</p> <p>このことにつきまして、1名の方から登録申請があり、それぞれ最終住所地と本籍地を確認しましたところ、本市の在外選挙人名簿に登録される資格を有すると認められましたので、名簿に登録しようとするものでございます。</p> <p>また、参考としまして、在外選挙人の登録を行いました直前の7月3日時点の登録者数、今回、9月2日現在の登録者数の内訳を資料として添付しています。全体では、今回登録する1名の方が増え、37名の方が在外選挙人名簿に登録されていることとなります。</p> <p>第102号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第102号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。第102号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>

委員	全員挙手（原案可決）
委員長	<p>第102号議案は可決されました。</p> <p>続きまして、第103号議案「裁判員候補者の予定者の選定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第103号議案「裁判員候補者の予定者の選定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条第1項の規定に基づき、地方裁判所から通知のあった員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、裁判員候補者の予定者としてくじで選び、同法第22条の規定に基づき、10月15日までに地方裁判所へ裁判員候補者予定者名簿を送付しようとするものでございます。</p> <p>なお、本市で選定する員数につきましては、通知において、176名が割り当てられております。</p> <p>裁判員候補者の予定者の選定方法についてでございますが、くじの母体となる選挙人名簿につきましては、先ほど登録を行った令和元年9月2日定時登録の名簿を用いることとします。</p> <p>また、公職選挙法第11条第1項若しくは第252条または政治資金規正法第28条の規定に基づく失権者は、くじを行う前に除外するものとします。</p> <p>次に、くじの方法についてですが、裁判員候補者の予定者の選定にあたっては、最高裁判所から提供された名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするものでございます。</p> <p>あらかじめ、こちらのパソコンに9月2日の定時登録におけ</p>

	<p>る選挙人名簿から失権者を除いたデータが用意してありますので、この選定方法について議決いただけましたら、早速、選定を行いたいと思います。</p> <p>第103号議案の説明は、以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第103号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>くじの前に除外すると説明のあった失権者とは具体的にどのような方ですか。</p>
事務局	<p>主には禁錮以上の刑に処されている者、選挙犯罪により選挙権及び被選挙権が停止されている者、政治資金に関する罰則に処せられた者が該当します。</p>
委員長	<p>他に、ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第103号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>
委員長	<p>第103号議案は可決されました。</p> <p>では、議決いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。</p>

	<p>パソコンの前に移動し、くじを行い、その後、選定された候補者予定者の一覧をプリンターで打ち出し、各委員が確認。</p>
事務局	<p>では、本日選定されました裁判員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使い、データを暗号化して、名古屋地方裁判所に送付することといたします。</p> <p>第103号議案につきましては、以上でございます。</p>
委員長	<p>では、続きまして、第104号議案「検察審査員候補者の予定者の選定について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>では、第104号議案「検察審査員候補者の予定者の選定について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、検察審査会法第10条第1項の規定に基づき、検察審査会から通知のあった員数を、選挙人名簿に登録されている者の中から、検察審査員候補者の予定者としてくじで選び、同法第11条の規定に基づき、10月15日までに検察審査会へ検察審査員候補者予定者名簿を送付しようとするものでございます。</p> <p>なお、選定する員数につきましては、通知において、名古屋第一検察審査会及び名古屋第二検察審査会ともに、それぞれ第1群2名、第2群2名、第3群2名、第4群3名の合計9名が割り当てられておりますので、それぞれの検察審査会ごとにくじを行うこととします。</p> <p>検察審査員候補者の予定者の選定につきましても、先の議案と同様に名簿調製プログラムを用いて、くじを行おうとするものでございます。</p>



	<p>まず、くじの母体となる選挙人名簿につきましては、先ほどの議案と同様に9月2日定時登録の名簿を用いることとし、失権者は、くじを行う前に除外するものとします。</p> <p>次にくじの方法についてですが、名簿調製プログラムのくじ機能を用いて、まず名古屋第一検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を1回のくじで選定し、次に名古屋第二検察審査会の第1群から第4群までの合計数9名を同じく1回のくじで選定することとします。</p> <p>また、各群の割当につきましては、名簿の上位の者から順に、各群の割当員数に応じて、第1群から第4群までの候補者予定者とします。</p> <p>なお、先ほどの議案と同様に、この選定方法について議決いただけましたら、早速、選定を行いたいと思います。</p> <p>第104号議案の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>では、第104号議案について、何かご質問等はございませんか。</p>
委員	<p>なし</p>
委員長	<p>ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。</p> <p>第104号議案に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
委員	<p>全員挙手（原案可決）</p>

<p>委員長</p>	<p>第104号議案は可決されました。</p> <p>では、議決いただきましたので、早速くじを行いたいと思います。</p> <p>パソコンの前に移動し、くじを行い、その後、選定された候補者予定者の一覧をプリンターで打ち出し、各委員が確認。</p>
<p>事務局</p>	<p>では、本日選定されました検察審査員候補者予定者の名簿につきましては、この後、事務局において名簿調製プログラムを使いデータを暗号化して、名古屋第一検察審査会に送付することといたします。</p> <p>第104号議案につきましては、以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>では、続きまして、承認案件に移ります。</p> <p>承認第1号「個人演説会等の施設を使用する候補者が納付すべき費用の額の承認について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、承認第1号「個人演説会等の施設を使用する候補者が納付すべき費用の額の承認について」ご説明いたします。</p> <p>この案につきましては、公職選挙法第161条第1項に規定されている個人演説会等の施設のうち、令和元年10月1日付けで消費税法の消費税及び地方消費税率の改定により使用料が変更されるものにつきまして、公職選挙法施行令第121条の規定により、各施設の管理者から公職の候補者等が納付すべき費用の額について変更の承認申請がありましたので、承認しようとするものでございます。</p>

	承認第1号の説明は以上でございます。
委員長	では、承認第1号について、何かご質問等はありませんか。
委員	なし
委員長	ご質問等がないようですので、採決を取りたいと思います。 承認第1号に賛成の方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手（原案可決）
委員長	承認第1号は承認されました。 本日の議題は、これですべて終了しましたが、その他ということ ことで事務局から何かありますか。
事務局	○ 明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品選定について ○ 尾張旭市議会議員一般選挙の収支報告について ○ 次回日程確認 令和元年12月2日（月） 午前10時から 201会議室
委員長	それでは、これで選挙管理委員会を閉じさせていただきます。

